

令和 4 年度第 7 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 7 月 6 日

担当部・課：保健福祉部生活再建支援室〔内線 3 9 5 2〕

① 件 名					
令和 4 年 3 月 1 6 日福島県沖を震源とする地震に係る石巻市被災者住宅再建支援金給付事業の実施について					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
【背景】 令和 4 年 3 月 1 6 日に発生した福島県沖を震源とする地震により、宮城県内でも相当な被害を受けたが、被災規模世帯数等が被災者生活再建支援法の適用される基準に達していない自治体が多数存在することから、宮城県では独自の被災者住宅再建支援事業補助金を創設し、県内で中規模半壊以上の住宅被害を受けた住民に対し、市町村を通じて、同法に準じた支援を実施することになった。					
【目的】 居住する住まいの再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るもの。					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
【根拠法令】 令和 4 年 3 月 1 6 日福島県沖を震源とする地震に係る宮城県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱					
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
令和 4 年 3 月	福島県沖地震発生				
6 月	令和 4 年 3 月 1 6 日福島県沖を震源とする地震に係る宮城県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱施行				
	被災者住宅再建支援制度の web 説明会				
	令和 4 年 3 月 1 6 日福島県沖を震源とする地震に係る石巻市被災者住宅再建支援金支給要綱制定				
	対象世帯への個別周知及び市ホームページ等により周知				
⑤ 主な内容					
【対象世帯】 被災者生活再建支援法に準じ、同法第 2 条第 2 項に基づく全壊、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊世帯を対象とする。					
【支給額】 (単位：千円)					
区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯	1, 0 0 0	建設・購入	2, 0 0 0	3, 0 0 0
	解体世帯		補修	1, 0 0 0	2, 0 0 0
	長期避難世帯		賃借	5 0 0	1, 5 0 0
	大規模半壊世帯	5 0 0	建設・購入	2, 0 0 0	2, 5 0 0
			補修	1, 0 0 0	1, 5 0 0
			賃借	5 0 0	1, 0 0 0
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	1, 0 0 0	1, 0 0 0
			補修	5 0 0	5 0 0
			賃借	2 5 0	2 5 0

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
単 数 世 帯	全壊世帯	750	建設・購入	1,500	2,250
	解体世帯		補修	750	1,500
	長期避難世帯		賃借	375	1,125
	大規模半壊世帯	375	建設・購入	1,500	1,875
			補修	750	1,125
			賃借	375	750
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	750	750
			補修	375	375
			賃借	187.5	187.5

【罹災状況】令和4年6月8日現在
全壊 0件
大規模半壊 1件
中規模半壊 0件
半壊 25件

【参考：罹災程度（損害割合）】
全壊 50%以上
大規模半壊 40%以上50%未満
中規模半壊 30%以上40%未満
半壊 20%以上30%未満
準半壊 10%以上20%未満

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】
被災世帯の生活の安定と被災地の速やかな復興を図ることができる。

【市財政への負担】
33,000千円を想定 ※予算については流用対応。
（内訳）基礎支援金 解体（大規模半壊） 1,000千円 × 1件 1,000千円
解体（半壊） 1,000千円 × 10件 10,000千円
加算支援金 建設購入 2,000千円 × 11件 22,000千円
（財源）宮城県被災者住宅再建支援事業補助金（10/10）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

岩沼市 登米市 東松島市 大崎市 大和町 涌谷町 美里町 において実施
（中規模半壊以上の罹災があった自治体）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

⑨ その他

被災者生活再建支援法が適用された自治体
白石市 角田市 柴田町 蔵王町 亘理町 山元町